

2011.9.16 一般質問（一問一答方式）

20番議員、日本共産党の金子卓です。一般質問を一問一答方式でおこないます。

1. 福祉タクシー事業について

(1) 福祉タクシーの利用範囲

最初は福祉タクシー事業についてです。先の第2回定例会の一般質問で時間切れで答弁されなかったものです。今年4月、福祉タクシーの利用を断られたとの苦情が相次いで寄せられました。具体的には、おおみやコミセンへの利用が「生涯学習」ではだめだと断られた、また、おおみや広域聖苑への利用が断られ、多額のお金がかかってしまったなどの苦情です。福祉タクシー事業実施規則で利用の範囲は「医療機関に通院するとき」「市役所および市内の公の施設を利用するとき」「その他市長が特に必要と認めるとき」と明記されています。苦情が寄せられたどちらの施設も市の施設ですから「市内の公の施設」です。どこで、このような制限をしたのか質問します。答弁を求めます。

また、福祉タクシー事業ですが、「保健福祉の向上に資すること」を目的とするならば、利用範囲を医療機関および公の施設に限ることなく、広げるべきではないかと考えます。合わせて答弁を求めます。

<保健福祉長答弁> 平成22年の利用者数は1,787人、2,595万6,000円ほど支出しています。23年度から、福祉タクシーを利用できる場合、利用できない場合を明確にしたところです。直接の理由としては、平成22年度定例監査で、タクシー会社の事業報告などについて監査委員から指摘があり、利用の範囲を再検証したところです。主な内容は、利用できる場合ですが、規則のとおり申請者本人が医療機関への通院および公共施設を利用するとき、具体的になりますが、高齢者クラブへの参加、生きがづくり、健康づくりを目的とした各種教室への参加、市内の金融機関を利用する場合、選挙の投票で利用するとき、あるいはスポーツ大会・福祉大会への参加が利用できる場合に当たります。利用できない場合は、買い物や私的なことに利用する場合、お見舞いや看護を目的とする場合、それとお悔やみで利用する場合、市内外の温泉施設を利用する場合などが、利用できない具体的な内容としています。

議員指摘のコミセンの問題ですが、運転手が趣味・娯楽と勘違いしたためで、この分については指導しています。

なお、利用範囲を広げるべきではないかという指摘ですが、市の公共交通機関の役割分担があるので、それぞれの制度の中で、サービスの確保に努めていきたいと考えています。

(金子再質問) 答弁の中で、公の施設を公共施設という言い方をしましたが、規則は変わっていないけれど、その違いはどういうことなんでしょうか。それから、趣味・娯楽であっても公共施設であれば当然使えると私は考えます。それと、利用できない場合として、幾つか言いましたが、利用範囲で規定されている場合であってもだめなのかどうか、再確認します。

17年に常陸大宮市としてつくられたわけですが、その時の答弁では「その他につきましては、市長が必要と認めるといことで定めておりますので、規定の中で、弾力的に運営したいと考えています」と当時の保健福祉部長は答えています。高齢者の活発な外出を保障するため、そういくことではなく、幅広く弾力的に運営することが、私は高齢者背策のひとつであると考えます。再答弁を求めます。

<保健福祉部長再答弁> いろいろと公共交通機関が整備されてきました。そういった中で、福祉タクシー部門はどうすべきかということで、このように明確にしたわけです。市長が、その他認める場合は、高齢者スポーツ大会、福祉大会といおうものを指している。やはり、趣味・娯楽といおうところでなく、本来の目的の医療機関、公共施設が福祉タクシー利用の目的ですので、このように明確にしました。

(金子) 明確にしたと言いますが、趣味・娯楽でも高齢者にとっては大事なことで、それを公共施設・公の施設でおこなうのに、規則に反して制限するといのは問題だと思います。以上、申し述べまして次に移ります。

2、震災被災者支援・災害復旧について

(1) 被災者支援

①被災者把握と積極的・総合的な支援、被災者台帳

2番目は、被災者支援、災害復旧についてです。最初に被災者支援、その中で、被災者の把握と積極的・総合的な支援、被災者台帳です。

常陸大宮市の住宅被害は、9月9日現在で、全壊棟が11、半壊棟が76、一部損壊棟が4、131棟と報告されています。大震災の被災者を十分に把握し、義援金、国の災害支援制度、県の災害支援制度、市の災害支援制度、税金・料金などの減免等々、被災者の申請待ちでなく、市行政として積極的・総合的に支援することが求められています。前議会の一般質問で「市販の汎用のソフトウェアを生かして管理がおこなわれている」と答弁していますが、どのような台帳で被災者を把握しているのでしょうか。説明を求めます。

被災者の把握と支援の状況を通告書にそって具体的にお聞きします。「義援金」「生活再建支援金」「県の災害見舞金」「市の災害見舞金」「市民税の減免」「固定資産税の減免」「国民健康保険税の減免」「介護保険料の減免」「後期高齢者医療保険料の減免」に関して対象者数と支援をおこなった数、また「国民健康保険一部負担金」と「後期高齢者医療一部負担金」の減免適用者数をお聞かせください。

<保健福祉部長答弁> 被災者の把握は、被災証明台帳により管理をおこなっています。

<市民部長答弁> … ※ 両部長の数字の答弁は表にまとめました(金子)

支援制度名	対象者数	支給者数・申請者数	(割合)
被災者生活再建支援金 全壊 大規模半壊 解体が必要な半壊	10件 8件 不明 (解体の判断がある)	10件 5件 2件	100% 62.5% —
災害見舞金(県・半壊)	不明 (解体の判断がある)	41件	—
市独自の見舞金 全壊 大規模半壊 半壊 一部損壊	10件 8件 65件 不明 (20万円という制限がある)	10件 8件 64件 1,383件	100% 100% 98.5% —
市民税	92名	91名	98.9%
固定資産税	222名	109名	49.1%
国民健康保険税	45名	42名	93.3%
介護保険料	87名	87名	100%
後期高齢者医療保険料	54名	54名	100%

(金子再質問) 各種支援制度の対象者であるのに、まだ支援がおこなわれていない方に、市行政としてどのような対応をする考えなのか再質問します。また、先ほどり災証明台帳とというもので管理しているとのことですが、この台帳で被災者の状況、各種支援の状況が一元的に把握できるようになっているのでしょうか。合わせて再答弁を求めます。

被災者台帳を用いた積極的・総合的な支援ですが、この項目は前議会で時間の関係で割愛せざるを得なかったものです。「被災者の様々な情報を一元的に管理して、事務手続きの簡素化と支援の漏れがないかどうかを把握するため、大学の研究者などの協力で考えられたのが「被災者台帳」で最近の地震災害で効果が確かめられています。これは、地震直後の3月31日にNHKが放送した「ここに注目!被災者台帳の整備を」の一節です。阪神・淡路大震災を受けた西宮市で実施され、全国に「被災者支援システム」として広がっています。例えば、このシステムを導入している高崎市の地域防災計画は、「市は、家屋の被害状況の把握およびり災証明を発行するために、全住家を対象に被害調査をおこなう」「家屋の被害調査は、家屋被災台帳にまとめ各税務課窓口にて、り災証明を発行する」となっています。当市とは逆の発想です。

まだ支援がおこなわれていない方への対応、また、現在の台帳で一元的な管理ができるのかどうかという再質問です。

<保健福祉部長再答弁> 半壊以上の方についてはほとんど連絡がとれています。一部損壊については、まだまだ申請が出されていないので、再度、広報等を通じて周知していきたいと考えています。

<市民部長再答弁> 市民税のついては大部分の方が申請してしまして、これらについては、申請するというので、申請をを待つ段階です。固定資産税については、212名中109名ということで、まだ半数の方が申請していません。これらについては、り災証明の発行時に減免できる旨の文書も同封していますので、これらをもって対処したいと考えています。

(金子再々質問) ただ今の固定資産税の関係ですが、そういうことができる旨の文書を入れたということですが、常陸太田市を例にとると、ここではもっと丁寧な対応をしています。申請書の中に入れて(り災)証明書といっしょに郵送しています。そういうところもあります。

広報でお知らせするというのですが、私が強調したいのは、そういうことで申請待ちではなく、積極的な支援の行政をおこなっていただきたいということなんです。申請待ちでない方法、積極的な行政の支援、これについてどのように考えているのか、これは姿勢の大事な問題ですので、市長から答弁を求めたいと思います。

<市長答弁> 申請主義は崩さない方法やりますが、今、金子議員が言われた常陸太田市の例は、全くそのとおりだと思いますので、やはり市民に対して配慮した行政をやっていくという方向で、これからもやっていきたいと思えます。

(金子) 例えば、民生委員とか区長さんをお願いして、そういう人に働きかけていく。そういうことも私は必要だと思います。そのことを強調しまして次に移ります。

②当市に避難された方の把握と支援

次は、当市に非難された方の把握です。この項目も前議会で割愛せざるを得なかった問題です。手元にある資料では、8月25日時点で当市には、宮城県から民間賃貸住宅に1人。福島県双葉郡8町村・南相馬市・田村市から公的住宅に8人、民間賃貸住宅に1人、親族・知人宅に8人の計17人。これ以外の福島県から民間賃貸住宅に5人、親族・知人宅に3人の計8人。合計26人の避難者がいると記されています。市は、7月末の県の説明会を受けて、今議会の補正予算で避難者自身で締結した民間賃貸住宅の契約を市の契約に置き換えることによって応急仮

説住宅を提供する借上料を計上しました。

公的住宅に8人避難しているとなっていますが、この中に市営住宅に入っている人はいるのでしょうか。料金はどうなっているのでしょうか。答弁を求めます。

国は全国に避難されている方の所在地等の情報把握が課題となっているとして、4月25日までに市町村が受付を開始するよう4月15日発表しました。市の対応はどうだったのでしょうか。市役所玄関に貼り紙していましたが、避難されている方の情報の収集方法はどうしたのでしょうか。区長さんや民生委員の方に協力を依頼したのでしょうか。質問します。

合わせて、地震直後から、当市に避難されている方への対応です。市担当課の調査によりますと、パークアルカディア・ケビン村ケビンに3月17日いわき市小名浜から4人、3月18日に同じく小名浜から8人、花立自然公園の簡易宿泊施設3月18日に小名浜から6人、青少年旅行村宿泊施設に3月18日いわき市鹿島町から4人、同日いわき市四倉町から8人、やすらぎの里簡易宿泊所に双葉郡富岡町から9人の方々を受け入れています。これらは市の施設だから把握できたのだと思います。ほかにも震災直後、当市に避難してきたが把握されていなかった方はいるのだと思います。

市が、被災者受け入れを5,000人とか1,500人とか言っている時に、これら把握されるべき方々にどのような対応をしたのでしょうか。東北からの避難者に積極的・丁寧な対応をすべきと指摘されていましたが、今まで何らの報告がされていません。答弁を求めます。

<市民部長答弁> 9月5日現在で、福島県から25人、宮城県から1人、日立市から1人、計27人の方が避難しています。支援については住居の情報、福島原発補償、生活家電セット等の説明をしています。また、市営住宅には1人入っています。料金は無料です。

(金子再質問) 大震災直後に市の施設に受け入れた方々のことを述べましたが、その答弁がありませんでした。答弁を求めます。それぞれの施設は指定管理者が管理していますが、これらの方々から料金を取ったのでしょうか。合わせて質問します。また、1世帯1名が市営住宅に入っている、無料ということですが、どういう措置で無料にしているのでしょうか。災害援助法を適用させているのでしょうか。これらの避難者の受け入れについては、3月19日付「東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用」では、避難所の設置について「民間の旅館」を活用することも記され、応急仮設住宅の供与について「民間賃貸住宅」「空き家の借り上げ」による設置も記されています。7月末に県の説明を受けるまでもなく、当市で避難者を受け入れる際、これらの災害救助法の弾力運用ができました。私たち市議団も3月22日、弾力運用を活用できないかどうか検討するよう要請しています。民間賃貸住宅に避難していた方々が今までに支払った経費はどうなるのでしょうか。合わせて再質問します。

<市民部長再答弁> パークアルカディア等の公営の施設に避難した方については、自主避難という考え方で、料金はいただいています。市営住宅については、市の判断で無料で提供しています。

(金子再々質問) 自主避難だから料金をもらっているとの答弁ですが、3月19日の通達では、そういうのも災害救助法の対象になると書いてあります。今からでも遅くないので、お金は返すべきです。市営住宅の入居も災害救助法の対象になるわけで、きちんと手続きすればお金が入ります。財政が苦しいと言っているのですから、少額でも国からくるものは取っていく姿勢が大事です。

<市民部長再々答弁> ただいま言われたことは、調べないとわからないところがありますので、後日回答します。

(金子) 自主避難だと言っている人に対して、お金を返して、常陸大宮市の心を示していただきたいと思います。次に移ります。

③雑損控除の周知徹底

次は、雑損控除についてです。太田税務署は管内自治体を会場に、今回の震災で住宅等に損害を受けられた方への所得税相談会を実施しました。そのお知らせの中で、雑損控除の対象に、住宅・家財のほか、門・塀・車両・墓石がはじめて明記されました。私たち日本共産党市議団は、この間、何度も「塀やお墓も雑損控除の対象になることを明確にし、必要となる書類を周知する」ことを要請してきました。

当市での太田税務署の相談会は6月20日から7月1日まで本庁と各総合支所で合わせて18日実施され合計で315人が相談に訪れましたが、多くの方は相談だけだったそうです。

税務徴収課によると2010年度分の申告には7,710人の方が市役所・総合支所を訪れました。市民の大部分は大田税務署での申告でなく、市役所・総合支所での申告です。今回は、例年は年末調整で済んでいた方も雑損控除等の確定申告をおこないます。市民の方が来年の申告がスムーズにおこなわれるように、太田税務署まかせでなく、市行政自らが市民に対して雑損控除についての丁寧な周知徹底が必要です。雑損控除の申告には、どのような書類が必要なのか、何を保存しておかなければならないのかを早く市民の方に知らせることが求められています。どのようにして周知徹底をする考えなのか方針をお聞かせください。合わせて、今回の大震災での雑損控除の対象者は何人位いるのか質問します。

<市民部長答弁> 2回目の合同相談会を12月5日から9日までの日程で実施する予定になっています。その際にも、お知らせ版において、該当条件、必要書類および日程を広報したいと思います。雑損控除については災証明書の添付が必要条件ではありませんので、また、被害を受けた方でも、税が課税されていない方は修正申告の必要はなく、門・塀・墓石等については災証明が出ないことから、災証明の発行枚数で確定することができないので、対象者は把握できていません。

(金子再質問) 再質問をおこないます。8月25日発行の「お知らせ版」に記載されている「太田税務署からのお知らせ」には「雑損控除の額は、修理費用から5万円を引いた額となります。修理費が50万円の場合は、45万円となり、所得税がおよそ2万5000円還付されるとともに、住民税も減額されます」と書いてありますが、災害関連支出、原状回復のための支出の場合であって、原状回復部分と資本的支出が一体となっている場合は簡単ではありません。6月におこなった太田税務署の相談会では手続きに必要な書類として「被害を受けた資産・取得時期・取得価格がわかるもの」「被害を受けた家屋の取得価格がわかるもの」「被害を受けた取得価格がわからない場合は、その面積がわかるもの」「被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用、修繕費用などがわかるもの」等が記されていました。

「制度を知らなかった」という市民がいないように、先ほど合同相談会という言葉を使ったので、市の担当者も十分この内容を理解していると思いますので、太田税務署まかせでなく、12月5日から9日までの広報をするとうことだけでなく、市行政の丁寧な周知徹底が必要と私は考えるものです。最初の質問で、どのように周知徹底する考えなのかと方針を聞きましたが、答弁がありません。合わせて答弁を求めます。

<市民部長再答弁> 太田税務署との合同の相談会を6月20日から7月1日までおこないました。その他、随時、税務徴収課では相談を受けています。さらに、12月5日から太田税務署との合同相談会を設けるといことです。ご理解をいただきたいと思います。

(金子再々質問) 今回は、それでは足りないと考えています。来年の申告時に窓口が混乱することがないように、申告する市民のためにも、申告を受ける担当職員のためにも、スムーズな申告ができるように、今から丁寧な準備をして、市民に周知徹底して、申告の準備をしていただきたいと思います。市民部長の答弁では納得できません。市長の答弁を求めます。

<副市長答弁> 金子議員のおっしゃるように、丁寧にいろいろとPRしていくことは大事な仕事だと思います。具体的に何ができるか、これから研究していきますが、そういう姿勢で対応していきたいと考えています。

(金子) 今から準備しなければ間に合わないと考える次第です。次に移ります。

(2) 災害復旧

① 中学校施設改修計画と震災後の中学校校舎

次は災害復旧についてです。被災した中学校については、第一期工事、第二期工事が予定されています。今後、大宮中の校舎は耐震化と大規模改修、屋内運動場は耐震化を検討、第二中の校舎と屋内運動場等も耐震化を検討、緒川中の校舎と屋内運動場についても耐震化検討中とのことですが、「応急危険度判定」で危険とされた校舎と屋内運動場、「文部省支援調査」で校舎が唯一『中破』と判定された第一中学校についてはどう検討されているのでしょうか。

合わせて、大宮中、ここは大規模改修も含めて、また、第二中、緒川中の耐震化の具体的な計画年次をお聞かせください。

<教育次長答弁> 第一中は、第1期で応急工事をおこない、さらに今月契約しましたが、第2期工事を進めて元の校舎に戻します。大宮中、二中、緒川中の今後ですが、最終的には義務教育施設適正配置審議会を再度立ち上げた中で、整備については検討していきたいと思っています。

(金子) 「中破」と判定され、その校舎で学習している大宮第一中学校の十分な修理改修を強く求めて次に移ります。

3. 義務教育施設適正配置計画について

(1) 小中学校の再編スケジュール

3番目は、義務教育施設適正配置計画についてです。平成で言うと20年7月の「常陸大宮市義務教育施設適正配置実施計画」では、今後の中学校のあり方として、市内のバランスに配慮しながら、中学校の適正配置を検討する場合の対象校として、第一中学校・山方中学校・美和中学校・緒川中学校・御前山中学校をあげ、中学校の適正配置を検討する場合の中核となる学校として、大宮中学校と第二中学校をあげ、中学校再編のスケジュールに、美和中・緒川中・御前山中の統合、第二中と山方中について「生徒数減少に応じた統合の検討」と記されています。

この第二中と山方中についての「生徒数減少に応じた統合の検討」について、実施計画策定当時の考えと現在の考えをお聞かせください。答弁を求めます。

<答弁> 当時の考えは、将来的に生徒が減少した場合、再編後の新たな通学区域、通学距離などを含めた見直しの検討も必要であるとの考えからだと思います。

現在の考え方ですが、平成23年4月2日から8月31日までの5か月間の出生者数をみますと、第二中は31名ですので、平成36年入学生徒数は70名を超えるものと予測されます。山方中は16名ですので35名を超えると予測されます。年度によっては波があるようですが、現時点では実施計画に沿って、義務教育適正配置を進めていきたいと考えています。

(金子) 新しい審議会をつくるということですので、質問時間の関係もありますので、続きは次の機会にしたいと思います。

4、介護保険受領委任払について

(1) 介護保険受領委任払の採用

①高額介護サービス費 ②住宅改修費 ③福祉用具購入費

4番目は介護保険の受領委任払についてです。この質問は、今年の第1回定例会に一般質問通告した項目です。

入院などにより医療費が高額になった場合、病院の窓口で自己負担限度額を超えて支払った分が高額療養費として後から支給されていましたが、2007年度からは、自己負担限度額を超える高額療養費は国保から病院などに直接支払われるようになりました。高額療養費の現物給付化と呼ばれています。同じ時期から、出産育児一時金を出産費用にあてるため、世帯主に代わって国保から医療機関等に直接支払いをおこなうことができるようになりました。この制度は、委任払と呼ばれています。いずれも安心して病院にかかれるようになりました。

同様の制度は、介護保険では受領委任払と呼ばれ、全国各地で活用されています。県内でも採用する自治体が広がっており、大変喜ばれているそうです。当市でも採用してほしいとの要望が寄せられています。

利用者が全額を支払い、申請により2ヶ月位後に9割が戻ってくる償還払いという仕組みを改め、質問項目の「高額介護サービス費」「住宅改修費」「福祉用具購入費」について受領委任払を採用するよう求めるものです。

<保健福祉部長答弁> 高額介護サービスの受領委任払を採用しますと、支払いが2か月ほどかかり、介護事業者との協力・連携など実施体制の整備が必要です。また、利用者のサービス形態等で上限額の事業者間の連絡調整が困難であり、今の時点では難しいと考えています。

なお、住宅改修費と福祉用具購入費については、県内で10市町が実施しています。利用者の負担軽減の問題点を整理し、可能かどうか検討していきたいと考えています。

(金子) 最初に言ったように、この質問は第1回定例会に通告していたものです。十二分に検討する時間はあったはずですが、常陸大宮市が最初ではなく、全国各地、県内でも先ほど答弁があったように、やっている自治体があります。素早い行政が求められています。誰もが安心して介護保険が利用できるようにするひとつだと思います。早く検討をして、来年の4月から実施できるよう強く要請して、次に移ります。

5、住宅リフォーム資金補助制度について

(1) 開始時期と市民と事業者への周知、増額の考え

最後は、住宅リフォーム資金補助事業についてです。大震災から6ヶ月がすぎ、住宅の再建・修繕が進んでいます。県内自治体でも独自の住宅等修繕助成制度をつくる自治体ができ、日立市は4月1日から受付を開始しています。常陸太田市は県内でも一番助成率が高く、20万円の限度で修繕費の3分の1を助成する制度を4月15日に施行し、23年度2億円、24年度2億円、合わせて4億円の予算を当てていることは先の議会で紹介しました。当市は2ヶ月たってやっと2万円見舞金でした。

高萩市では今年度実施する予定だった住宅リフォーム助成制度を来年からに後送りし、新た

な住宅修繕助成制度をつくり、2億円の予算を計上しました。当市も高萩市のようにすべきだったと考えます。

当市は、23年度から実施するとして「住宅リフォーム資金補助事業」の受付を9月1日から開始しました。質問の開始時期ですが、はじめての制度であるにもかかわらず、今もって議会に何らの説明もありません。8月10日発行の「お知らせ版」に記載されていましたが、7月26日におこなわれた臨時議会で説明できたはずですが(8月10日お知らせ版への原稿締め切りは7月22日、業者への入稿は7月28日)。

質問ですが、当市の住宅リフォーム資金補助制度は、火災・風水害・震災・その他の自然災害による場合は除くとなっており、今回の震災被害は対象となっておりません。リフォームより修繕が優先されるべきと誰しも考えるものと思いますが、この制度の市民と事業者への周知徹底はどうするのでしょうか。

当市の住宅リフォーム資金補助事業は社会資本整備総合交付金を活用しての事業ですが、この交付金は被災住宅の補修費用としても活用できることが、5月12日の財政金融委員会で確認されています。予算も当初予算の500万円を増額し、震災被害も対象とするよう改善すべきと考えます。いかがでしょうか。答弁を求めます。

<答弁> お知らせ版あるいはホームページで知ってもらえるのかなと思いますが、特に業者の方には、商工会を通じて、別に周知をはかっていきたいと考えています。

増額の考えですが、現在の予算が不足するようであれば、補正等も検討したいと考えています。

(再質問) 議会との関係ですが、新しい制度を実施するに当たっては、議会への説明は必要なことだと思います。それに対して、何か一言あってしかるべきだと思います。先ほども言いましたが、リフォームより震災復旧の住宅修繕が優先されるべきと考えています。なぜ、今回の住宅リフォーム資金補助制度、これを震災の被害の住宅改修も適用対象としなかったのか、国会でも対象としてよろしいと確認されているのに、対象としなかったのか答弁を求めます。再答弁を求めて、震災被害も今後対象とするように再度要請します。

それから、補助事業の財源となる社会資本総合交付金ですが、23年度配分の中で、住宅修繕改修に回せるものはないかどうか、再精査すべきではないでしょうか。22年度は国の補正で交付金そのものが増額されました。今年度の交付金の増額を国に求めて欲しいと強く要請して、質問を終わります。答弁を求めます。

<経済建設部長再答弁> 事前に議員のみなさんお知らせして、周知をはかるべきであったと考えています。今後は、そのように努めていきたいと思っています。

震災被害を対象としなかった理由ですが、本来、住宅リフォームは、市内の建設業者の経済的な波及効果を目的として制度が導入されてものです。そういったことから、震災被害は、必然的に修繕等が出てくるので、もともと住宅リフォームとは性質が異なるという考え方があるので、対象とは今後もしない考えです。それから、国の補助金は、精査をして、増額されるようであれば、増額の申請をしていきたいと考えています。